

保育園等の整備に係る国や県からの財源補助について

1 保育園の建設費について

私立保育園の建設費について、国から 1/2 交付され、事業者 1/4、町 1/4 で負担します。
(民設民営方式)

一方、公立保育園(公設民営を含む)の建設費については、条件付きの県補助金があるものの、国庫補助金のメニューはなく、全額町の負担となります。

◎保育所等整備交付金

1. 目的等

保育を必要とする子どもさんに対し必要な保育を確保するため、保育所等の新設、修理、改造又は整備に要する費用の一部に充てるため、国が交付するもの。

2. 対象となるもの

社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、学校法人(幼保連携型認定こども園の保育所部分の改築に限る。)が設置する保育所等が行う施設整備(施設整備の内容は次のとおり。)

○「新設」

・新たな保育所等の整備

(地域の余裕スペース(学校や公民館など)を活用し、小規模保育所を整備する事業も対象となる。この場合小規模保育所の定員は30名まで。)

○「修理」

・一定期間を経過し使用に堪えなくなった設備や、耐震化等の理由で大規模な修繕を行う場合

○「改造」

・既存施設の定員増員のための増築又は改築

⇒現状、町内の保育所では交付を受けることができない。

3. 補助率 1/2(待機児童解消加速化プランに参加する場合は2/3)

◎認定こども園施設整備交付金

1. 目的等

幼児教育と保育を一体的に提供できる認定こども園等の体制整備のため、認定こども園の整備に要する費用の一部に充てるため、国が交付するもの。

2. 対象となるもの

学校法人又は社会福祉法人が行う次の施設の整備

- ・幼保連携型認定こども園の学校教育を実施する部分
- ・保育所型認定こども園の幼稚園機能部分
- ・幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園

※保育部分に関しては対象外(保育所等整備交付金により整備)

また、整備内容は次のとおり

○「新設」

・工事費、工事請負費等

○「増改築」等

・工事費、工事請負費等のほか、解体撤去に必要な工事費等

3. 補助率 1/2(整備する施設の定員により限度額あり)

◎岐阜県市町村子ども・子育て支援事業費補助金

1. 目的等

特に未満児の待機児童の解消を図るため、公立保育園の新築や増改築に要する費用の一部を、県が補助するもの。

2. 対象となるもの

新築、増改築により未満児の定員又は定員の合計が増加するもの。外構工事、解体工事等を除く。

3. 補助率 1/4又は定員増の人数×40万円のうち低い方